

最近の州際通商条項についての憲法学的考察

辻 雄一郎

はじめに

オバマ政権のもと連邦議会では上院と下院で多数派となる政党が異なるねじれ現象が生じてきた。連邦議会としての意思統一が滞ってきた。連邦議会の意思決定が停滞するなかで、地方政府あるいは、議会以外の国家機関の補完的行動を認めるべきかどうか、について司法の判断が必要とされてきた。

2014年11月に中間選挙が予定され、上院(定数100、任期6年)の議席の3分の1と下院(定数435、任期2年)の議席が改選された。オバマ大統領の残りの任期において大統領と議会の対立が一層、鮮明になるだろう。

連邦憲法1編8条3項は州際通商条項を規定している。連邦最高裁、そして下級裁判所の判決を通じて州際通商条項の解釈法理が形成されてきた。レーンキストコートでいったん落ち着いたようにみえた州際通商条項の解釈もオバマ政権において新たな素材を抱えている。

本稿ではいくつかの素材を参考にして、ロバーツコートが州際通商条項に関する法理の全面的な見直しを図るべきと考えているか、それとも修正で乗り切ろうとしているか、を考察する。州のわいせつ規制と連邦法の規制、アマゾン社に対する州の課税、カリフォルニア州独自の燃料規制、そしてオバマケアの4つを取り上げる。

州際通商条項をめぐる議論は日本にどのような意義をもつだろうか。日本国憲法では各地方に、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判

所、簡易裁判所が存在する。最高裁を頂点とする系列から別個、独立した裁判所制度は存在しない。異なる制度を単純に比較しても意義はない。しかし、議会の意思決定が停滞あるいは、暴走する場合に他の国家機関や地方政府にどれだけの補完的な行動を司法府は認めるべきか、という争点は日本でも適用可能であろう。

第一章 第一修正条項と州際通商条項の関係

第一修正条項は言論の自由を保障する規定である。第一修正条項と州際通商条項はどのような関係に立つだろうか。連邦議会の意思決定が停滞し、全国統一的な連邦法が存在しない場合、州法の解決が求められる。

地方の事情に応じて州は、青少年を保護するという目的で、州際にまたがる可能性のある情報発信と受信活動を規制する州法を制定してきた。インターネットの情報流通は複数の州にまたがっている。インターネットを通じた情報流通の展開、拡大に伴い、州の規制が休眠州際通商条項に違反しているか、が問われるようになった。

休眠州際通商とは、連邦議会が担うべきはずの役割を裁判所が州際通商条項を通じて果たせることを認めるか、という争点をいう。州相互の利益が衝突し、効率的な州規制が期待できず、連邦法による規制が望ましい場合でも、連邦議会は法を制定しないで休眠している場合がある。独自に制定されたそれぞれ

の州法は州際通商条項に違反するかもしれない争点を抱える。連邦の利益と州の利益の衝突を調整する役割を訴訟の中で裁判所が担う。

オンライン上の表現内容や取引を規制している州法を、州外で作成されたコンテンツや州外で締結される契約に適用可能かどうか、という争点が存在する。

1. わいせつについての州の規制

ニューヨーク州の取り組みに対する判断 (事案①)

ニューヨーク州の取り組みを検討する¹。ニューヨーク州は、州外の未成年者に有害なコンテンツを送信することを禁止した²。本州法は、全体、あるいは一部が現実のあるいは疑似の裸、性的行為、マゾサドの虐待にあたり、未成年者に対して有害なコンテンツを故意に、あるいはその性質と内容を認容しながら伝達する行為を対象としている。当該伝達とは、未成年者を相手に、コンピュータの伝達システムを利用してコンピュータデータやプログラムを入力、出力、吟味、伝達する行為をいう。「未成年者に有害」とは、どのような形態であっても、裸、性的行為、性的興奮あるいはサドマゾの虐待を描写、表現する性質を有し、全体として、未成年者の性に対してわいせつな興味に訴えるものであり、未成年者にとって適切な素材であるという視点から全体として成年者の共同体において、支配的な基準からみて過度に攻撃的な内容である。全体として、未成年者にとって真剣な文学、芸術、政治、科学的な価値に欠けている³。本件にはいくつかの免責規定も存在している⁴。

米国図書館協会 (American Library Associa-

tion)、自由な言論のための米国書店協会 (American Booksellers Foundation For Free Expression) といった団体に加え非営利団体が原告となった。原告らは、ニューヨーク知事と、州に対して、本州法は言論の自由を侵害し、州際通商に不当な負担を科していると主張して本州法の差止を求めた。

ニューヨーク州南地区連邦地方裁判所は原告の申立てを認めた。本州法は、州際通商に憲法上許容できない負担を科しており、休眠州際通商条項に違反する。休眠州際通商条項は、利益を目的としない活動にも適用可能である。列車、貨物車、高速道路はそれ自体が通商の道具である。なぜなら、製品やサービスの運搬通路として機能しているからである。インターネットは意思伝達の手段であり、デジタル化した商品、たとえばソフトウェア、データ、音楽、グラフィックやビデオはダウンロード可能であり、運搬されているといえる。

州際通商条項は、州の外で発生する通商に対して州法を適用することを禁止している。州外で発生する通商を直接、統制する法律は、州固有の立法権の限界を超えており無効である。また、州法が、州の外で発生する行為に適用されるように設定する目的があったかどうかは問われない。州際通商条項に抵触するかどうかは、次の基準で判断される。

第1に、問題となる規制が、州の外で発生する行為を実質的に統制するかどうか、で判断される。

第2に、問題となる規制が、他州の正当な規制枠組みにどのような相互作用をおよぼすか、他の州でも同じような州法が制定されている場合、どのような影響をおよぼすか、で判断される。

1 *American Libraries Association v. Pataki*, 969 F. Supp.160 (1997).

2 N.Y. PENAL § 235.21 (3).

3 N.Y. PENAL § 235.20 (6).

4 N.Y. PENAL § 235.21 (3).

問題となる州法の文言自体が州外に対する影響に何ら及ぼしておらず、通商条項に抵触していないようにみえる場合であっても、もし州際通商に科せられる負担が、当該規制のもたらす地方の便益に比して過重な場合は、州際通商を間接的に規制しており無効である。

ニューヨーク州南地区連邦地方裁判所は、州際通商の間接規制を審理するにあたり、2段階の利益較量の基準を用いた。第1に、州利益の正当性を審査する。第2に、州法によって達成される地方の利益と州際通商におよぶ負担を比較する。問題となる規制が、直接的な規制であれば、厳格に審査され、それ自体無効と推定されるが、間接的な規制であれば、厳格審査が緩和される。いずれにせよ、当該州法の規制は全体として判断される。

本件において、小児愛者から子どもを保護するという州法の利益は正当なものとして支持できる。しかしながら、その目的を達成する手段は、次の3つの理由で州際通商条項に抵触する。第1に、本件の州法は、他州の市民と間の州際を越える契約に適用される。第2に、本件の州法から得られる利益は、州際通商に重い負担を科している。第3に、サイバースペースは、全国的な統一的な取り扱いを必要としており、複数の州が規制枠組みを用意して矛盾してしまうことを禁止している。

本判決にどのような意義があるだろうか。各州は、州法を通じて、それぞれ独自の規制方式を試みる。たとえ州の試みが裁判所によって州際通商を根拠に否定されたとしても、他州の類似のあるいは連邦法の成立の動因となりうる。

マサチューセッツ州の取り組みに対する判断（事実②）

第一連邦控訴巡回裁判所⁵は、連邦法上の児童ポルノ受領罪⁶に違反した罪で有罪判決を下したマサチューセッツ州の連邦地方裁判所の判断を支持した。本件では、インターネットを通じて児童ポルノのビデオファイルを取得し、コンピュータに保存していた行為について、連邦法上、要求される立証が十分ではないと被告は主張した。

第一連邦控訴巡回裁判所によれば、「通商」あるいは「通商に従事する」の文言は、一般的に限定的な意味しかもたない、という解釈も可能である。連邦法の規定⁷は、問題となる素材を州の境界を越えて伝達、運搬したことの立証責任を政府側に負わせている。かつては、児童ポルノの作成罪⁸の成立にあたり、州の境界を越えて実際に運搬されたことの認識までを必要とするという解釈も存在した。

しかし、州の境界を越えた運搬が存在すれば足り、州の境界を越えるという点についての認識までは必要ない。連邦議会は1988年に「船で運び」、「運搬する」の文言を児童ポルノのコンピュータを介した伝達に修正した⁹。コンピュータを介した伝達に文言が修正されたからといって従来の解釈が変更されるわけではない。州の境界を越えて、実際に伝達、運搬したかどうかの解釈は、コンピュータを通じた場合であっても他の手段であっても異なるところはない。本件において政府は、インターネットあるいは電話線を通じて、入手したことを立証している¹⁰。インターネットは州際を越える。いったん利用者がウェブサイトから接続して、データをウェブサイトから受信する場合、当該データは州際

5 *U.S. v. Lewis*, 554 F.3d 208 (2009).

6 18 U.S.C. § 2252(a) (2).

7 *Id.*

8 18 U.S.C. § 2251.

9 554 F.3d 208, 214. 18 U.S.C. § 2252 (a).

10 18 U.S.C. § 2252 (a) (2).

を越えているのは明らかである。

本件にどのような意義があるだろうか。連邦法が制定されてもお下級裁判所の補足的な解釈が必要とされる場合がある。第一修正の権利が問題となる場合、連邦裁判所は裁判管轄を有する。本件では、刑事責任の成立に必要な認識が問題となった。

バーモント州の取り組みに対する判断(事案③)

第二連邦控訴巡回裁判所¹¹で問題となったバーモント州法は、2000年に知事がインターネット関連犯罪に署名して成立した。本法は、未成年者に有害で、明白に性的な素材を未成年者に対して配布する行為を禁止した。2001年に、米国書店協会や ACLU (American Civil Liberty Union) らが原告となって、バーモント州知事を相手にバーモント州法¹²の差止めを求めた。第一審のバーモント州連邦地方裁判所は、本州法が第一修正ならびに休眠州際通商条項に違反する、と判断していた。第二控訴巡回裁判所は次のように判断した。

ウェブサイトにはアップロードする行為、Eメールやネット上の討論グループ上で共有される行為に適用される、と本規定を容易に解釈できる。原告は自分たちに対して、本法が適用される場合の直接的な損害の現実的危険性を立証しており、第一修正を主張する原告適格が認められる。本州法は原告のインターネット上の言論に適用される可能性がある。保護された言論にも負担を課しており、狭く設定されたものとはいえない。本州法は、他州の者にも適用され、訴追される可能性がある。本州法は、自州以外の他州にも自州の規制を投影しており (project)、州際通商を直接的に規制している。もっとも一時差止の点

については、原告のインターネット上の言論という点に限定するように第一審の判断を修正する。この点は、第一控訴巡回裁判所も支持している。当法廷は州法の規定¹³が第一修正や休眠州際通商条項に抵触しているのかどうか、について第十巡回裁判所の判断に従う。

本判決にどのような意義があるだろうか。州際通商違反を主張する場合、原告適格の争点が浮上する。州際通商に不当な負担を課していると主張する当事者は、特定の当事者に対して特定の損害を与えていると主張する。また、各控訴巡回裁判所は、同じ争点について事実上、解釈について影響を与えることがある。それぞれの控訴巡回裁判所は同じ論点について他の裁判所の判断を参考にする。

ニューメキシコ州の取り組みに対する判断(事案④)

第十控訴巡回裁判所¹⁴も1998年に制定されたニューメキシコ州法が連邦憲法の第一修正と州際通商条項の2つに違反していると判断した。本州法の規定¹⁵は、保護された言論に過度の負担を科しており、目的達成のために狭く設定されたとはいえない。他州に居住する者も州法を遵守しなければならず、本州法で訴追される恐れがある。本州法は他州に対して直接的に影響を与えるので州際通商条項に違反する。

本判決は、それぞれの控訴巡回裁判所の判断はそれぞれが相互に影響しあう場合があることを示している。

2. 第一章の考察

なぜ下級裁判所の判断を検討する意義があるのか。連邦最高裁は、それぞれの控訴巡回

11 *American Booksellers Found. v. Dean*, 342 F.3d 96 (2003).

12 13 VT. STAT. ANN. tit. 13, § 2802a. 本規定は修正されていた。

13 VT. STAT. ANN. tit. 13, § 2802a.

14 *ACLU v. Johnson*, 194 F.3d 1149 (1999).

15 N.M. STAT. ANN. § 30-37-3.2 (A).

裁判所の判断が矛盾、衝突したときに、統一な解釈を提供する。ロバーツコートでは、レーンキストコート時代では重要視されていなかった、あるいは争点にならなかった問題が登場した。連邦最高裁が判断する前に、どのように下級裁の判断が集積されていたのか、を検討することで、将来の連邦最高裁の動向を占うことができるだろう。

レーンキストコートでは次の3つの判決が主要な柱となった。

1995年ロベズ判決¹⁶は「1990年学校付近の銃携帯禁止法¹⁷」に違憲無効の判断を下した。本連邦法は、学校付近1,000フィートの銃の携帯を連邦法上の犯罪と規定した。本件では複数の銃器を持参した高校生が本法によって起訴された事例である。

2000年モリソン判決¹⁸では、「女性に対する暴力法」¹⁹における民事賠償規定が問題になった。連邦最高裁は本法に違憲無効の判断を下した。

2005年ゴンザレス判決²⁰は、審理中にアシュクロフトからゴンザレスに司法長官が交代しているためアシュクロフト判決 (*Ashcroft v. U.S.*) とも呼ばれている。本件で問題となるカリフォルニア州法は、1996年に成立したプロポジション215²¹によって医療目的のマリファナ利用を合法化していた。しかし、連邦政府は既に1937年にマリファナ課税法²²を

制定してマリファナの利用を制限していた。

判例上、州際通商については、次の3つのテストが判例上確立された。第1に、州法の文言が連邦法の「通商」に抵触するか、が問題となる。州法は州内外の通商に差別的な取扱いをしてはならない。差別的州法は違憲であるという推定を受ける。この推定を覆すには、正当なあるいは重要な州政府利益の立証が必要となる²³。

第2に、もし州法の文言が中立であれば、法の目的・効果が他州に実質的な差別的影響を与えるか、が問題になる。その際、差別的影響を生じるという証拠で足りるという判決²⁴や差別的影響の証拠では足りないという判決²⁵も存在する。

第3に、差別的扱いであるかどうかは州の利益と州外の負担との利益較量で判断する²⁶。以上の判例法理には、議会が明示的に州の規制を認める場合²⁷、州が私人と同じ立場で市場に参加する場合という例外もある²⁸。

本章で検討した事案が示すように、巡回裁判所レベルでは判断が示されていたが、事案②のようにいったん2002年アシュクロフトフリースピーチ判決²⁹で違憲無効の判断が下され、いったん解決されることになる。本判決を受け、連邦議会は「2003年現代の子どもの搾取を終わらせるための訴追による救済及び他の方策に関する法律 (Prosecutorial Reme-

16 *U.S. v. Lopez*, 514 U.S. 549 (1995).

17 Gun-Free School Zones Act of 1990, 18 U.S.C. § 922 (q).

18 *Morrison v. U.S.* 529 U.S. 598 (2000).

19 The Violence Against Women Act of 1994, 42 U.S.C. § 13981.

20 *Gonzales v. Raich*, 545 U.S. 1 (2005).

21 CAL. HEALTH & SAFETY CODE ANN. § 11362.5 (West Supp. 2005).

22 The Marihuana Tax Act, Pub. L. 75-238, 50 Stat. 551 (repealed 1970).

23 厳格審査、重要な利益、合理性の基準、で司法審査のレベルには争いがある。

24 LRA については争いがある。

25 *Exxon Corp. v. Governor of Maryland*, 437 U.S. 117 (1978).

26 *Pike v. Bruce Church, Inc.*, 397 U.S. 137 (1970).

27 連邦法である大気浄化法は、カリフォルニア州に独自の規制立法を制定する権限を与えている。後掲。

28 レーンキストコートの州際通商条項については拙稿「連邦主義と州際通商条項—少数者という視点から—」關西大學法學論集59巻3・4合併号(2009) 105-142頁。

29 *Ashcroft v. Free Speech Coalition*, 535 U.S. 234 (2002).

dies and Other Tools to End the Exploitation of Children Today Act of 2003³⁰, 略称 PROTECT Act 以下2003年法と表記する)」を制定した。2002年判決で違憲と判断された1996年連邦法と2003年法との大きな違いは、主観的要件³¹と客観的要件³²が追加されたことである。2008年ウィリアム判決は連邦議会の修正した文言を支持した³³。連邦法は全国ルールとして機能することになった。

わいせつ規制と州際通商との関係を整理する。

第1に、州法の解釈が矛盾している場合、連邦議会の全国統一的なルールの設定あるいは連邦最高裁による統一的な解釈が要請される。ネット上のわいせつ規制については、最高裁の判断を受けて、連邦議会は最高裁の判断を尊重して連邦法の文言を修正した。

第2に、インターネットは州の規制を越える。州の規制では限界がある。とくにわいせつの流通の背景には経済的動機が存在している。

第3に、わいせつ規制は刑事的制裁のかたちをとる。

従来の州際通商条項の解釈法理を破棄するか、維持するかという争点をロバーツコートはどのように扱ったのだろうか。わいせつ法理の検討だけでは不十分であろう。次にアマゾン社に対する州の課税権と州際通商条項を考察する。

第二章 アマゾン社に対する州の課税と州際通商条項について

わいせつの流通には経済的な動因が働いている。わいせつだけでなく、物品の流通には

経済的利益が伴う。また、ネットを介した流通は州際を超える。どの州がネット上の売買について課税徴収するのか、という争点が各州の裁判所で争われるようになった。州際通商条項と州の課税権について検討する。

1. 税務署からアマゾン社に対する購入履歴の開示請求は認められるか

まず、州の課税するセールスタックスについて説明する。商品やサービスの売主はセールスタックスを商品代金に上乘せして、消費者から徴収する。売主は、徴収分を州に納税する。セールスタックスは各州によって税率が異なっている。アマゾン社は、複数の州にまたがって利用者に対して食品から音楽、映画や書籍まで様々な商品を提供している。アマゾン社は、それぞれの州の定めるセールスタックスを徴収していない。したがって、買主は、自分のいる州に対してセールスタックスを自ら支払う義務がある。

アマゾン社に対するセールスタックスの課税について検討する前に、税務署からアマゾン社に対する購入履歴の開示請求が認められるかどうか、について検討しなければならない。セールスタックスをアマゾン社が州に支払わない場合、アマゾン社のサービスの利用者（商品の買主）が州に対してセールスタックスを支払う義務を負う。州は税の支払いを確保して収税を安定化したい。そのためには納税者の情報を確定して、把握しておかなければならない。税務署は納税者を補足する必要に迫られる。

そこで、税務署はアマゾン社に対して、アマゾン社を通じて小売業者から買い物をした州内の全ての顧客の一覧の提出を求めた事案

30 The Prosecutorial Remedies and Other Tools to end the Exploitation of Children Today Act of 2003, 117 Stat. 650.

31 18 U.S.C. § 2252A (a) (3) (B).

32 18 U.S.C. § 2256 (2) (A).

33 *U.S. v. Williams*, 553 U.S. 285 (2008).

³⁴を検討する。

2. 税務署からアマゾン社に対する開示請求は認められない

アマゾン社に対する納税者情報の提供について（事案⑤）

ワシントン州西部地区連邦地方裁判所に対してアマゾン社は、サマリージャッジメントを求めた。税務署は、当該売買についての詳細な情報までは必要ないと譲歩していた。ワシントン州西部地区連邦地方裁判所は、税務署からのアマゾン社に対する開示請求は認められないとして、次のように判断した。

個人を特定する情報の開示は、Video Privacy Protection Act（以下、VPPA）の規定に違反する。本規定は、顧客を個人識別する情報の開示をビデオテープサービスプロバイダーが提供することを刑事上、禁止している³⁵。本法の違反対象者は、文言上、ビデオテープサービスプロバイダーに限定されていない。本法の違反者とともに³⁶、当該情報を受領した者も民事訴訟の原告となるという解釈が可能である。もし連邦議会が、民事訴訟の被告の範囲を限定する趣旨があれば、明文で限定したであろうが本法の文言上、対象範囲に限定はない。ニュージャージー州連邦地方裁判所³⁷の分析にならい、本法の趣旨は、同意を欠いた個人情報の開示を防止することである、と理解できる。

アマゾン社に対する納税者情報の提供について（事案⑥）

ワシントン州西部地区連邦地裁（事案⑤）

は、アマゾン社に対する個人情報の開示はVPPAに違反すると判断したが、第六連邦控訴巡回裁判所（事案⑥）は、VPPAの解釈について本法廷と矛盾する判断を下している³⁸。第六連邦控訴巡回裁判所の扱った事案では、Alden Joe Daniel, Jr.が3人の未成年の少女に対する性的暴行（sex molestation）で起訴された。同氏は、被害者に対してわいせつなビデオを見せていた。そのため捜査機関は、同氏のレンタル記録をビデオレンタル店から入手した。同氏は、同証拠の排除を求めた。

第六連邦控訴巡回裁判所は、本法の違反によって責任を負う個人は、開示された個人だけに限定される、と判断していた。

事案⑤と事案⑥をどのように評価すべきだろうか。巡回裁判所は、連邦法の解釈に当たって、互いに同調することもあれば、対立する場合もある。

事案⑤は、第六連邦控訴巡回裁判所（事案⑥）の解釈がVPPAの文言に明らかに矛盾しているために同調することはできないと考えた。第一修正条項は、音楽や書籍といったコンテンツを購入する行為を保護している。購入したコンテンツを通じて、情報を受領する権利が保障されている。匿名になる権利は、連邦憲法上の権利のカタログや第一修正条項によって保障されているという。

事案⑥は、本を読んだり、音楽を聴いたりする嗜好に関する情報の開示を求める政府の権限に第一修正条項が歯止めをかけている、と理解している。政府が当該情報の開示を求める場合、政府は、その負担を正当化するた

³⁴ *Amazon.com LLC v. Lay*, 758 F. Supp. 2d 1154 (2010).

³⁵ 18 U.S.C. § 2710 (b) (1).

³⁶ 18 U.S.C. § 2710 (c) (1).

³⁷ *Dirkes v. Borough of Runnemede*, 936 F. Supp. 235 (1996). ニュージャージー州で、死亡した個人の家屋を捜索中にわいせつな雑誌やビデオテープをもちだした行為で元警察官が責任を問われた。この元警察官は釈放されたが、本件持ち出しについて内部調査が続行された。この調査において、令状やサビーナなしに、元警察官とその妻の名前がレンタル、購入した内容と日時の情報をレンタル店の従業員から取得された。同氏は、内部調査がVPPAに違反していると主張して訴訟を提起し、被告はこれに対してサマリージャッジメントを求めた。VPPAの適用対象が問題となった。

³⁸ *Daniel v. Cantrell*, 375 F.3d 377 (2004).

めのやむにやまれぬ利益を立証しなければならず、その目的を達成する制限的でない他の選ぶ方法が存在しないことを立証しなければならない。州政府の利益と本件情報との間に実質的な結びつきが必要とされる。本法の対象となる個人識別情報は、その文言上、ビデオテープサービスプロバイダーから特定のビデオコンテンツやサービスを購入したり、購入を希望したりした個人を特定する情報を定義している。連邦議会が、本連邦法の民事訴訟上の対象者をビデオテープのサービスプロバイダーに限定する意図があれば、文言に規定していたであろうが、本規定³⁹ではあえて限定していないと事案⑥は解釈した。

事案⑤は、アマゾン社に対する税務署の購入履歴の開示請求は認めなかった。事案⑤と事案⑥は、必ずしも州際通商条項という争点を抱えていない。個人識別情報によって個人の嗜好を把握する可能性があるという点に連邦法が未熟であった、あるいは意図的に放置したという点、そして、税の徴収にあたって個人識別情報が効果的であるという点が問われた。州際通商条項の判断は、州の課税権が州の外におよぶか、という争点と関連する。

次に、アマゾン社に対するセールスタックスの課税の可否について先例となる判決を検討する。

3. アマゾン税を考えるために キール対ノースダコタ判決とセールスタックス

州が州外の小売商に対してセールスタックスを課税するためには、一定の条件をクリアしなければならない。1992年キール対ノースダコタ判決⁴⁰によれば、州外の事業者が、販売を誘引し、州で一般的な運搬事業者を利用して注文物を届ける程度であれば、州の課税

を正当化するだけのつながり (nexus) が存在するとはいえない。十分なつながりが認められる場合は、州外の事業者が独立した契約者ないし請負人 (independent contractor) であり、事業者が当該州に位置し、従業員や財産も州に存在しているような場合である⁴¹。

この1992年キール対ノースダコタ判決では、ノースダコタ州は、州内で貯蔵、利用、消費するため販売された物品に対して州税を課していた。州はすべての小売業者に対して、州内での事業の物理的な拠点を維持し、消費者から使用税 (use tax) を徴収して、州に納付しなければならない。州法上「小売事業者」の定義は、州内の消費者市場において定期的なあるいは体系的に消費者を勧誘する者をいう。ここにいう「定期的あるいは体系的な勧誘」とは、州内に財産や人員を配置していない場合であっても、たとえば1年の間に3回以上の広告をだしたり、他州の住民を郵便で勧誘したりする企業は、州税の対象となるという。

連邦最高裁は、本件州税について州際通商条項ならびに第十四修正デュープロセス条項を問題にした。連邦最高裁によれば、このふたつの条項は密接に関連しており、州の課税権を限定している。州はデュープロセス条項に従い、特定の納税者に課税する権限を有しているが、当該州税が州際通商に抵触する場合もある。

連邦議会は、複数の州の間の通商を規制する権限を有しており、州は、州際通商に負担を課す州の行為を認可することもできるが、デュープロセス条項に違反するような権限を付与することはできない。この2つの条項は、税の問題を取り扱うにあたり、必ずしも常に厳密に切り分けられるものではない。両

39 18 U.S.C. § 2710 (c) (1).

40 *Quill Corp. v. N.D.*, 504 U.S. 298 (1992).

41 *National Bellas Hess v. Department of Revenue*, 386 U.S. 753, overruled in part by *Quill Corp. v. N.D.*, 504 U.S. 298 (1992).

者は重なりあう部分もある。したがって、両者の要請を満たす必要がある。

対象となる契約に課税する場合、デュープロセス条項は個人、財産、契約と州との間の最低限の結びつきを必要とする。課税に値する州と結びつく価値に、課税目的が合理的に関連しなければならない。かつては課税対象者の現在の物理的拠点を必要としていたが、州内に物理的に拠点を置いていない場合であっても、舞台となる州（forum state）内の経済的市場で他州の企業が利益を得る場合、州の人的管轄権に服するというべきである。対象者が、物理的に舞台となる州に位置しないことをもって、管轄を回避することはできない。現代の商業生活において、事業の実質的な量が、単に郵便や電信で州の境界を越えるのだから、事業の行われる物理的拠点を必要としないと考えるべきである。

本件ではデュープロセス条項に違反しないけれども州際通商条項に違反している。なぜなら、キル社は、州内の住民に十分に接触しており、州税から利益を得ている。しかしながら、州際通商に必要となる実質的な結びつきが存在しない。

このキル対ノースダコタ判決は、オンライン上の取引を中心とするアマゾン社に対するセールスタックスとの関係で、どのように理解できるか。

州際通商条項には、デュープロセス条項の争点に関連してくる。本判決以降、他州の通信運搬事業者だけしか「つながり」が存在しない場合、州の使用税は課税、徴収されないことになった。「つながり」の前提として物理的拠点の解釈が問題となる。物理的拠点の解釈がアマゾン社に対する課税の妥当性を左右することになる。キル対ノースダコタ判決の当時、インターネットを用いた販売事業

も現在ほど発達していたわけではなかった。アマゾン社は「物理的拠点」の要件を回避するため、どのような方策を用意しているか、を次に検討する。

4. ニューヨーク州のアマゾン税の試み（事案⑦）

インターネット上の売買はコンピュータの画面上で行われる。セールスタックスはそれぞれの州や地域で税率が異なる。売主の物理的拠点の存在する州が課税者となる。物理的拠点が存在しない場合、ネット上の売主が売買時に物品にセールスタックスを上乘せして販売しない場合、セールスタックスを納税するのは買主になる。州政府がオンライン上の買主を補足することは困難である。本節で扱う2013年のニューヨーク州の事案は連邦最高裁の判断ではなかったけれども、他州の判断にも事実上の影響を及ぼすだろう。

セールスタックスは連邦税には該当しない。セールスタックスは、それぞれの州の制度で対象物品や税額が異なる。販売時に商品価格に上乘せして課されて、小売業者が州に納税する。州議会は、アマゾン社を標的とするセールスタックスを州法で制定して、アマゾン社にも負担させようとする。アマゾン社に対するセールスタックスは「アマゾン税」と呼ばれることもある⁴²。

1998年制定の「インターネット上の税の自由法 Internet Tax Freedom Act」(以下、ITFA)⁴³は、ネット上の通商に差別的な課税をすることを禁止しているが、各州は、対面方式、郵送による販売と同程度の課税は可能である。アマゾン税をめぐる、連邦議会は上院と下院で対立してきた。第111連邦議会から提出されてきたが会期満了で廃案となってきた。第113回連邦議会上院は、州のセールスタックス

42 アマゾン社によるセールスタックスの説明、available at <http://www.amazon.com/gp/help/customer/display.html?nodeId=468512> (last visited on 10, March 2015).

43 Marketplace Fairness Act of 2013, P.L. 105-277, Div. C, Title XI, 47 U.S.C. § 151.

ス徴収を認める連邦法案 (Marketplace Fairness Act of 2013) 他⁴⁴を2013年5月に可決した。複数の州で合意を締結し、構成員となった州がそれぞれ税の徴収を行うものである⁴⁵。

連邦議会の審議の中で、オンライン販売業者と実店舗型小売業者の対立が浮き彫りになる。アマゾン社は、連邦法による全国の統一的な連邦法を求めている。複数の州にまたがって展開している企業は、それぞれの州の課税徴収の負担を免れたい、あるいは徴収の手間を省きたいという動因が働く。他方で、実店舗型小売業者は、商品価格に州議会の設定するセールスタックスを上乘せしてオンライン販売業者が消費者から徴収すべきだと提案している。実店舗型小売業者は、セールスタックスを消費者から当然、販売購入の際に徴収している。1992年のキル対ノースダコタ判決によれば、州の課税権が発動されるには、販売業者は物理的な拠点を州内に置かなければならない。

連邦議会の意思決定が停滞しているなか、ニューヨーク州はアマゾン社に州法を通じて課税を試みた。2008年に制定されたニューヨーク州法は、この物理的拠点なしに販売を行うアマゾン社に対してセールスタックスの徴収義務を課することができる。州の試みが、補充的に働き、連邦法の手本になる場合がある。もしニューヨーク州の司法府が、アマゾン税を支持すると、各州間での規制枠組みにばらつきが生じることになる。

ニューヨーク州法⁴⁶によれば、アマゾン社は販売業者 (vendor) として、販売代表者や独立請負人を通じて事業を展開する「売主」と推定される。この「売主」とはニューヨー

ク州民とネットのウェブサイトを通じて売買契約を締結し、売買から生じる控除前の合計収入額が、前年の会計年度上、1年に1万ドル以上の場合をいう。この推定は、州民とのつながりを否定することで覆すことが可能である。

アマゾン社は、本州法がニューヨーク州内に存在しない販売業者に対して課税権を行使しており、州際通商条項に違反し、文面無効であると主張した。また、州内で、販売を勧誘していることを反証なく推定しており、デュープロセス条項にも違反するという。

5. アマゾン税を支持したニューヨーク州

第一審であるニューヨーク州最高裁は、アマゾン税は合憲であると判断した。本州法は、実質的なつながり (nexus) の要件を満たしているという。控訴審もこの判断を支持した。ニューヨーク州控訴裁判所は、州法を支持した⁴⁷。2013年8月に本件の裁量上訴が提出されたが、同年12月に連邦最高裁に否定されている⁴⁸。

州内での販売を展開する際、多くの税収が見込まれており、本州法は合憲性が推定される。合憲性を争う当事者は、本法の合憲性を合理的な疑いをこえて立証しなければならない。裁判所は、違憲性の疑いを回避するように解釈しなければならない。

州際通商条項上の文面無効の争点において、立証の程度については争いがある。当法廷が厳格な基準を採用するにせよ、採用しないにせよ、本州法の規定は文面上合憲である。休眠州際通商条項は、州が、州際通商に過重な負担を課すことを禁止している。しか

44 Mobile Telecommunications Sourcing Act, Pub. L. No. 106-252, § 2 (a), 114 Stat. 626 (2000) (codified as amended at 4 U.S.C. § 116-126 (2002)).

45 Available at, <https://www.congress.gov/bill/113th-congress/senate-bill/2609/all-info> (last visited on 10, March 2015).

46 NY CLS TAX § 1101 (b) (8) (vi).

47 *Overstock.com, Inc. v. N.Y. State Dep't. of Taxation & Fin.*, 20 N.Y.3d 586 (2013).

48 *Overstock.com, Inc. v. N.Y. State Dep't of Taxation & Fin.*, 134 S. Ct. 682 (2013).

しながら、不適当な負担として評価されない、適切な負担であれば、州際通商に従事している者は、州税の公正な負担を回避することはできない。この目的のために、州際通商条項に影響を与える州法は、次の場合に合憲性が支持される。第1に、当該州税が、課税する州との実質的なつながりがある活動に課されること、第2に、公正な税率であること、第3に、州際通商を差別的に扱っていないこと、第4に、州の提供するサービスと公正に関連していることである。

州際通商条項に従えば、州内の物理的存在が必要とされるが、実質的な存在までは不要であり、最低限の存在 (slightest presence) で十分である。経済的活動がニューヨーク州で売主の従業員によって遂行されているのであれば、物理的存在の要件は満たされる。

デュープロセス条項は、州際通商条項と密接に関連している。それぞれの条項は州の課税権に限界を設定している。州際通商条項の示す明確な境界と異なり、物理的な拠点は、デュープロセス条項を満足するための必要条件ではない。当事者が意図的に、舞台となる州 (forum state) に向けて活動を行っているか、そして、州の接触する当事者の程度に照らして、合理的といえるかどうか、その接触から得られる利益から判断される。州が、問題となる活動について他州の主権に服する可能性があるとして公正に通知している場合、物理的な拠点が認められない場合であっても、継続して広く事業を展開しているといえる。

6. アフィリエイト規制を否定したイリノイ州最高裁 (事案⑧)

イリノイ州の事案を検討する。アマゾン社は、各州の裁判所の判断を受けて、各州のセールスタックスの課税徴収を回避しようと試みた。

第1に、アマゾン社は物流拠点を複数の場所で展開するようになった。大量、迅速な物流を可能にする大規模な拠点が各地に存在している。セールスタックスはこの物流拠点が位置する州で適用されることになる、とアマゾン社は主張している。

第2に、アマゾン社はアフィリエイトという方策を採用した。アフィリエイトは、一般の個人も従事することが可能であり、必ずしもアマゾン社の使用者ではない。アフィリエイトだけでは、州内の物理的拠点を満たさないことになる。州は、アフィリエイトに課税する州法を制定しはじめた。アフィリエイト契約が物理的拠点の要件を満足すると主張する。

イリノイ、ミソリー、ミネソタではアフィリエイトを規制する州法を制定し、アマゾン社はこれらの州でのアフィリエイトにも課税権が及ぶのか、が問題となっていた。

「クリック・スルー法 (click-through nexus)」とも呼ばれるイリノイ州のアフィリエイト規正法に対して、Performance Marketing Association, Inc.⁴⁹は、本法が連邦法優先の法理、また州際通商条項に違反し、違憲無効であると主張して、宣言並びに差止め決定を求めた。

イリノイ州ではセールスタックスと使用税の2つが問題となった。まず、イリノイ州の小売業者は税法上、イリノイ州に存在する有体の物品の販売に対してセールスタックスが課税されている⁵⁰。次に、小売業者から販売された個人の物品に使用税が課せられる。使用税は、イリノイ州小売業者に対するセールスタックスを回避する行為を防止するために設けられた。使用税の支払い義務は消費者が負っているけれども、個人の売買に課税するのは実際的ではないため、徴収義務を他州の小売販売業者に課した。イリノイ州では、州内に事業を配置し、維持している小売業者

49 2008年に設立された非営利団体。

50 35 ILCS 105/3 (2010).

は、州法上、徴収義務を負い、州に納付する義務を負う⁵¹。

アマゾン社などのウェブ上の販売事業の展開に対応して、イリノイ州は2011年に本法の定義を修正した⁵²。本法の文言である「州内で事業を配置し、維持する係員 (serviceman)」とは、インターネットのウェブサイトのリンクによって買主から係員に直接、間接的に紹介するというサービスを委託ないし契約する行為をいう。

課税対象となる契約上の関係とは、「市場活動」(performance marketing) と定義される⁵³。アフィリエイトは、有料広告を出版あるいは展示する小売業者の広告プログラムに紹介 (refer 誘導) する⁵⁴。本法上、係員やアフィリエイトは、徴収・納税義務を負うが、彼らはイリノイ州の住民である必要はない。イリノイ州に存在するアフィリエイトのウェブサイトのホストコンピューターといった制限は存在しないが、年間1万ドル以上の販売を行う契約に限定される⁵⁵。

小売業者は、市場の勧誘活動の「遂行」で売買契約が成就した場合に、アフィリエイトに一定の金額を支払う。このアフィリエイト契約はインターネット上の売買契約に限定されない。

イリノイ州最高裁⁵⁶は、アフィリエイトを規制する州法を違憲無効と判断した。Burke 裁判官執筆の法廷意見は、イリノイ州の消費者と州外の事業とのつながりを疑問視した。イリノイ州では、インターネットを利用した販売を行う州外の小売業者に対して税の徴収義務を課している⁵⁷。

イリノイ州最高裁は、州際通商条項ではな

く連邦法優先の法理に立脚して判断した。イリノイ州最高裁によれば、次の2つの理由で本州法は無効である。

第1に、本州税は、連邦法 ITFA⁵⁸の規定する電子取引を差別的に扱っており、文面無効である。

第2に、イリノイ州法は、インターネットを通じた販売 (クリック可能なリンクで契約を締結する) を通じて1万ドル以上の売上がある場合に他州の小売業者に徴収義務を課している。しかし、印刷やパソコンスクリーン上に示されるからといって、イリノイ州が課税権を有していると結論づけることはできない。イリノイ州法と連邦法 ITFA では連邦法が優越する。

米国憲法第5編の最高法規性によれば、連邦法は州法に優越する。優劣関係の判断にあたって、次の3つの場合が存在する。

第1に、明白な優越である。連邦議会が文言上明白に州法よりも優越することを宣言する場合である。

第2に、特定分野の優越である。特定分野の包括的な規制枠組みを連邦議会が実施する場合、当該分野から州の行為をすべて除外する場合である。

第3に、州の行為が連邦法と矛盾する場合である。

連邦法上、明文で禁止されている「差別的な」税に該当するかどうか、が本件で問題となっている。2011年に改正された本州法は、差別的に扱っており、最高法規性にしたがって、違憲無効である。州際通商条項上、実質的な結びつきが存在しないにもかかわらず徴

51 35 ILCS 105/2, 3-45 (2010).

52 35 ILCS 105/2 (1.1) and 35 ILCS 110/2 (1.1).

53 Retailers' Occupation Tax Act, ILL.COMP.STAT.ANN. 35 ILCS 105/2 (1.1), 110/2 (1.1).

54 ILL.COMP.STAT.ANN. 35 ILCS 110/2 (1.1) (2010).

55 ILL.COMP.STAT.ANN. 35 ILCS 105/2 (1.1) (2010); 35 ILCS 110/2 (1.1) (2010).

56 *Performance Marketing Association v. Hamer*, 2013 IL 114496 (2013). Karmeir 裁判官が反対意見を執筆。

57 ILL.COMP.STAT.ANN. 35 ILCS 120/1 et seq. (2010).

58 47 U.S.C. § 151.

収義務を課しており、ノースダコタ判決に違反しているという代替的な主張は、最高法規性を判断すれば十分であり、あえて判断する必要はない。

本判決にどのような意義があるだろうか。州際通商条項の争点には連邦法優先の法理が働く場合がある。連邦法が州法に優先する。州独自の課税徴収権は、州の固有の権利であるが、他州との関係で連邦法や州際通商条項との抵触が問題となる。

7. コロラド州の消費者への通知義務法（事案⑨）

アマゾン者に対する課税の取り組みはニューヨーク州、イリノイ州に限らない。たとえば、カリフォルニア州、アリゾナ州、ケンタッキー州などは、アマゾン社にセールスタックスを徴収させた。

コロラド州では、民主党議員らが中心となって、セールスタックスで財政不足分を埋めるためにオンライン上の売買契約に州民とオンライン上の小売業者との間の経済的な結びつきを認定する州法⁵⁹を2010年以来、議論してきた。本法案の成立によってアマゾン社が、コロラド州内の企業との関係を絶ち切ってしまう恐れも指摘され、修正を繰り返した末に成立した。成立した法案では、オンライン上の大規模な小売業者はセールスタックスを徴収する義務を負わない。買主に対してセールスタックスの納税義務を通知し、小売業者は購入履歴の概要の報告義務を負う。

本州法に対する判断を概括する。第一審コロラド州連邦地方裁判所は、州法の通知報告義務が休眠州際通商条項に違反するとして違憲判断を下していた。

第十連邦控訴巡回裁判所⁶⁰は、州外の小売業者に対する課税は差別的であるという原審の判断を破棄、差戻した。第十連邦控訴巡回裁判所によれば、本州法が休眠州際通商条項に違反するかどうか、について裁判管轄が認められない。「課税差止め法 Tax Injunction Act」(以下、TIA)⁶¹は、連邦主義の視点から、州法について連邦の裁判所の審理できる管轄を認めていないからである。

本件訴訟については2014年7月に裁量上訴が認められた⁶²。なお、コロラド州法が制定されて以降、アマゾン社はコロラド州内のアフィリエイトとの関係を終了させた。先に扱ったニューヨーク州の事案⑦の判断を受けて、コロラド州では、ニューヨーク州法に類似する法案1269を2014年2月に提出している。同州内の小売業者は、本法案を支持する表明を出している。コロラド州2014年法は、「結びつき」を次のように定義している。州内に店舗が物理的に存在している。州内で倉庫や物流拠点を置いている。オンラインで購入した物品の受け取り場所が州内での特定の場所である。

アマゾン社は、同州内に物流拠点を置いていないので、なんら影響を受けないが、アフィリエイトについては本法の解釈が分かれているため、アマゾン社がアフィリエイトを断ち切ってしまうか、が危惧される。州からみれば、アフィリエイトが存在しなくなると税収の確保も難しくなる。

2015年3月に連邦最高裁は全員一致で判断した⁶³。トーマス裁判官が法廷意見を執筆した。ケネディ裁判官が同意意見を執筆した。ギンズバーグ裁判官が同意意見を執筆した。これにブレイヤーが同意、ソトマイヨール裁

59 1 COLO. CODE REGS. § 201-1.39-21-112.3.5 (1) (a) (i) (2010).

60 *Direct Marketing Association v. Brohl*, 735 F.3d 904 (2013).

61 Tax Injunction Act (TIA), 28 U.S.C. § 1341.

62 *Direct Marketing Association v. Brohl*, 134 S. Ct. 2901 (2014).

63 *Direct Marketing Association v. Brohl*, 2015 U.S. LEXIS 1738 (2015).

判官が一部同意した。原審を一部破棄、差し戻した。

連邦最高裁によれば、TIA は一時差止という衡平法上の救済を明文で禁止している。TIA の範囲を確定するにあたり、判例上、連邦税法を参考にして解釈する。TIA は連邦法上の税と関係しないけれども、一時差止禁止法 (Anti-Injunction Act) を模範としている⁶⁴。連邦最高裁は裁判管轄の争点について差し戻した。複数の州の裁判管轄が重複する場合に、それぞれの裁判所が敬讓 (comity) するかどうか、という点を差し戻し後の第十控訴巡回裁判所に判断させる。

8. 第二章の考察

第一章では、わいせつ流通の経済的利益が州際を超える取引を活発化し、連邦法の規制が要請された点を検討した。

第二章のアマゾン税はネット上の売買に対する課税が問題となった。ネット上の売買は必ずしも物品に限らない。オンライン上のゲームも州際を越えて発達している。オンラインゲーム事業の展開も経済的な利益が強い動因になっている。ネットゲームは課金される。ゲームによってはギャンブルの形態をとっている。たとえば、イリノイ州ではオンラインギャンブル規制法が制定されている⁶⁵。財政難にあえぐ州にとってみれば、オンラインギャンブルを合法化してしまえば新たな税収源を期待できる。オンラインギャンブルのサイトの多くは、オンラインギャンブルを違法としている州の利用者を排除するために地理を基準で区別して、利用者をブロックしている。ストーリーミングでゲームを提供している場合も地理を基準としている。いずれも末端の利用者の位置を自動的に IP アドレスで

認識している。

連邦法は、2006年違法なインターネットギャンブル執行法⁶⁶は、連邦法あるいは州法で賭けを禁止されている場所の利用者から金銭を受領する行為を禁止している。

オンラインギャンブルの問題は、このアマゾン税に対する2015年のロバーツコートの判断と原告適格の争点にも左右されるだろう。文面違憲を主張できるのはだれか。どこまで拡大できるのか。オンラインギャンブルの大部分の利用者は、州法上、自分の行為が違法なのか合法なのかを意識してゲームを楽しんでいない。

第三章 気候変動と州際通商条項

地球規模の気候変動に対応する規制権限について連邦憲法は真正面から規定していない。連邦議会の意思決定が停滞している場合に、気候変動によって水不足や水面上昇など局地的に影響を被る地方政府が、独自の気候変動対策を講じることがある。この点についても州際通商条項が関係することを検討する。

1. ロッキーマウンテン判決

カリフォルニア州は、2006年地球温暖化対策法 (通称 AB32)⁶⁷を実施するために低炭素燃料基準 (Low Carbon Fuel Standard) (以下、LCFS) を設定した。この燃料基準を遵守するために、燃料供給者は、特定の炭素強度基準を遵守しなければならない。炭素強度は、燃料の生産、運搬、利用に消費される炭素量から測定される。LCFS が、異なる地理的な基準に左右される点、カリフォルニア州内の事業者と比べて、中西部を中心とする他州の生産者が高い炭素強度に至る点に争いはな

64 この一時差止法は第四章オバマケアでも問題となる。後掲。

65 <http://www.gambling-law-us.com/State-Laws/Illinois/> (last visited on 10, March 2015).

66 Unlawful Internet Gambling Enforcement Act. 31 U.S.C. § 5361-5367.

67 California's Global Warming Solutions Act of 2006, CAL. HEALTH & SAF. CODE § 38500 et seq.

い。本件では、本法が文面上、差別に該当するのではないか、が問題となった。

原審⁶⁸のカリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所は、1981年ミネソタクローバーリーフ判決⁶⁹に従って、本基準が文面上、差別的に働き、違憲無効であると判断した。

第九連邦控訴巡回裁判所⁷⁰は、カリフォルニア州の燃料規制が他州の燃料生産者に対する差別に該当しないとして原審を破棄した⁷¹。このロッキーマウンテン判決を概括する。

連邦法である大気浄化法⁷²は、自動車からの排気ガスを規制することを州に対して禁止している⁷³。しかし、同項は、カリフォルニア州が独自の規制基準を自主的に設定することを認めている。その場合、カリフォルニア州の基準は、全体として公衆の健康福祉を保護し、連邦規制同様に適用可能でなければならない⁷⁴。他の州は、連邦あるいはカリフォルニア州基準どちらかを選択して採用する。州際通商条項は、連邦議会に複数の州にまたがる通商を規制する権限を認めている。本条項は、複数の州を統制する権限を積極的に認めているわけではなく、複数の州にまたがる通商上の物品の流れを州が差別したり、負担を課したりすることを禁止している。

休眠州際通商条項は、地方の自律を支持しながらも保護主義を禁止している。休眠州際通商の法理は、経済的な保護主義に対する懸念から発展した。自州を優先して他州を犠牲にして経済的利益を得るように設定する規制的手段を懸念している。

本件では、州際通商条項からみて文面上差別に該当するかどうか、を文言から審査する。文面上、州の内外でエタノール製造業者

を差別しているかどうか、が問題となる。本件における州の規制は、文面上無効に該当しない。当該基準は、地理を基準とした分類を用意しているが、他州の供給者に個別の立証を許容している。他州の供給者は、自分自身の燃料が低い炭素強度であると立証することができる。カリフォルニア州は、同州内の害悪を規制することができる。カリフォルニア州での燃料販売において州内の害悪を減少させるよう動機づける権限が認められる。

2. 各州の取り組みと原告適格の争点について

カリフォルニア州は、連邦議会の意思決定が停滞した場合に、独自の州法を制定している。きわめて進歩的な州法は連邦憲法との整合性について争われることが多い。同州では、他州の事業者が再生可能エネルギーを活用する場合の上限を義務量の25%に設定するという場合、当時のシュワルツェネッガー知事は拒否権を発動していた。その根拠が州際通商条項に抵触する可能性であった。

ロッキーマウンテン判決では州際通商条項違反の主張は退けられた。1990年の排出量まで温暖化ガスの排出基準を2020年までに戻すという AB32は2020に失効する。また、2050年までに1990年以下に削減することを求めている。この2050年の削減は知事令によるもので、州法で改めて制定される動きがある。

シュワルツェネッガー知事で降も2014年9月に日本政府とカリフォルニア州ブラウン知事との間で、気候変動や再生可能エネルギー分野の協力のために覚書を締結している。

ニュージャージー州、コロラド州、バーモ

68 *Rocky Mountain Farmers Union v. Goldstene*, 843 F.Supp.2d 1071, 1090, 1093 (2011).

69 *Minnesota v. Clover Leaf Creamery Co.*, 449 U.S. 456, 471 (1981).

70 *Rocky Mountain Farmers Union v. Corey*, 730 F.3d 1070 (2013).

71 Betty Fletcher 裁判官は口頭弁論の後に逝去し、Gould 裁判官が引き継いでいる。

72 42 U.S.C. § 7543 (a).

73 *Id.*

74 42 U.S.C. § 7543 (b).

ント州、マサチューセッツ州他でも電力や燃料規制に関連して休眠州際通商条項違反の訴訟が提起された。たとえばコロラド州では、州独自の再生可能燃料基準法⁷⁵の合憲性が争われた⁷⁶。電力の小売販売事業者は、再生可能エネルギーから一定の電力を一定期間、発電しなければならないと求めている⁷⁷。American Tradition Institute は、州際通商条項に違反すると申立てた。コロラド州の再生可能燃料基準は州内の電力会社だけに適用され、他州の電力会社には適用されないという。本件では、申立人の原告適格が認められた。

州際通商条項違反の争いに原告適格の争点が浮上する。州独自の基準が設定されることで、他州の事業者は、一般的な損害それとも特定の個人に対する特定の損害を被っているといえるか、が問題となる。

3. 第三章の考察

気候変動の影響は州際を越える。州独自の基準を設けても、その規制は他州にはおよびない。再生可能エネルギーを利用するように義務づけても、安い燃料が他州から流入すれば規制の実効性が失われる。他州に「強制」に至らないで動機付ける試みを複数の州で共同する試みがある。

地域間温暖化ガスイニシアチブ (Regional Greenhouse Gas Initiative) (以下、RGGI) は、市場を基準とした排出量取引方式を通じて温室効果ガスの減少に取り組んでいる。コネチ

カット州、デラウェア州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州他が参加している。第二章で検討したアマゾン税についての各州の取り組みと類似している。

2007年マサチューセッツ州対 EPA 判決⁷⁸は、大気浄化法にもとづく温室効果ガス規制が認められるか、について州に原告適格を認めた。それぞれの州は気候変動によって生じる海面上昇に伴う地表の流出、干ばつといった局地的な損害を被る。もっとも本件では州際通商条項の争点は争われていない。

2011年 AEP 判決⁷⁹も州の原告適格を認めた。申立人ニューヨーク市と8つの州他が個別に、石油燃料から発電する電力会社に訴訟を提起した。同社の温室効果に寄与している行為がパブリックニューサンスに該当すると申立人は主張した。

全国統一的な連邦法を連邦議会で制定するのが望ましい場合でも、必ずしも連邦法が制定されない場合がある。連邦議会の意思決定が停滞している場合に、州の独自の取り組みが連邦議会に刺激を与える場合もある。また、行政機関の制定する行政規則が補充的な役割を担うこともあろう⁸⁰。

第四章 オバマケアと州際通商条項

オバマケアの合憲性については日本憲法学だけでなく広く検討が進んできている⁸¹。本

⁷⁵ Colorado's Renewable Energy Standard statute, COLO. REV.STAT. § 40-2-124.

⁷⁶ *Am. Tradition Inst. v. Colorado*, 876 F. Supp. 2d 1222, 1226 (2012).

⁷⁷ COLO. REV. STAT. § 40-2-124 (1) (c) (I).

⁷⁸ *Massachusetts v. EPA*, 549 U.S. 497 (2007). 本件では大気浄化法上の「大気汚染物質」に温室効果ガスが含まれるかどうか、が問題となった。阿部満監修・辻 雄一郎訳「アメリカ環境法におけるカリフォルニアのリーダーシップ (ダニエル・ファーバー)」明治学院大学法科大学院ローレビュー 8号89-96頁 (2008) も参照のこと。

⁷⁹ *American Electric Power Co. v. Connecticut*, 131 S.Ct 2525 (2011).

⁸⁰ *UARG v. EPA*, 134 S. Ct. 2427 (2014).

⁸¹ 辻雄一郎「オバマケアに対する連邦最高裁の判断につき事案の報告」2013年4月19日。秋葉志志「アメリカ法判例研究 II 医療保険改革法と合衆国における連邦政府の権限」比較法学46巻3号328頁 (2013)。会沢恒「英米法 最近の連邦最高裁判決から見るアメリカ法の動向 #02Nat'l Fed'n of Indep. Bus. v. Sebelius」(2012年9月28日)。小竹聡「ロバーツ・コートの現在—2011年度開廷期の総括と展望」(2013年3月18日)。

稿では州際通商条項に絞って検討する。本判決は、州際通商ではなく連邦政府の課税権で合憲性を支持した。この一般化については議論が分かれている。

1. 事案の概要

連邦最高裁は、医療保険制度改革法（患者保護および医療費負担適正化法、PPACA: Patient Protection and Affordable Care Act）と高等教育への援助を盛り込んだ法案（2010年医療および教育負担抑制制調整法、HCERA: Health Care and Education Reconciliation Act）の大部分の規定の合憲性を支持した。

このPPACAは、最低限度（minimum essential）の健康保険を維持するように個人に求めている⁸²。保険の適用がなく、雇用者や政府から保険が提供されない自営業や個人事業主は民間の保険会社に加入しなければならない。本法は2014年から施行される。それまでに未加入の場合、連邦政府に、共同責任支払（shared responsibility payment：以下、あるいは責任分担金）⁸³を税法に従って支払わなければならない。PPACAの文言は、この支払いを「ペナルティ（penalty）」として規定し、IRS（歳入庁）に対して租税とともに徴収されるように扱う⁸⁴。

既存のメディケイド綱領は、妊婦、扶助の必要な家庭、障害者、高齢者に対するメディケアを提供している。本件で問題となるPPACAは、メディケアの対象範囲を拡大した⁸⁵。PPACAのメディケイド拡大規定は2014年までに、連邦の貧困水準の最大133%を上限に、65歳以上の対象成人に州が保険を

提供することを求めている。PPACAの改正以前に対象となるのは、子どもをもつ成人で、かつ収入が低いものだけを対象とし、子どもをもたない成人は一切、対象とならなかった⁸⁶。

もし州が適用範囲の拡大に応じない場合、連邦政府の助成のすべてを受けられなくなる⁸⁷。PPACA以前は、連邦法は個人に保険加入を求めておらず、新たに用意される個人の保険加入義務が連邦議会の権限の範囲内なのかどうか、メディケイドの拡大についての連邦と州の権限、個人と政府の関係について争いがあった。

2. 訴訟の経緯

オバマ大統領はPPACAに2010年3月に署名した。フロリダ州は、保険福祉部相手に本法の宣言的および一時差止を求めて合憲性を争った。本訴訟にNFIB（National Federation of Independent Business）、州や他の当事者が訴訟に途中から参加した。

2011年1月、フロリダ州北部地区地方裁判所 Roger Vinson 裁判官は、次の理由からサマリージャッジメントを認めた。個人の加入義務規定 § 5000A は、保険未加入の責任的支払をほぼすべてのアメリカ人に共有するように求めており、州際通商条項並びに必要なかつ適切な条項として認められる連邦議会の権限を越える⁸⁸。加入義務規定は本法の他の規定と分離することはできず、全体として違憲無効であると判断した。保健福祉部は本判決を不服として上訴した⁸⁹。

2011年8月、第十一連邦控訴巡回裁判所は

82 26 U.S.C. § 5000A.

83 26 U.S.C. § 5000A (b) (1).

84 26 U.S.C. § 5000A (c) (1).

85 42 U.S.C. § 1396d (y) (1).

86 42 U.S.C. § 1396a (a) (10) (A) (i) (VIII).

87 42 U.S.C. § 1396c.

88 780 F.Supp.2d 1256.

89 連邦地裁に対して、政府側は判断をさらに明確にするように求めた。780 F. Supp. 2d 1307.

2 (Dubina および Hull 各裁判官) 対 1 (Marcus 裁判官) で地裁判決を一部支持、一部破棄した⁹⁰。加入義務規定は違憲であるが、本規定は本法の他の規定と分離可能であると判断した。政府側はこれを不服として上訴した。他の連邦控訴巡回裁判所レベルで本件について判断が分かれていた。

2011年11月に第十一連邦控訴巡回裁判所の判断について裁量上訴が認められた⁹¹。複数の訴訟を統合した。2011年12月に口頭弁論を開始した。次の点が議論になった。

第1に、一時差止禁止法が問題となる。この法律は、修正された PPACA が効力を発効する前に制定されており、税の評価や徴収を差し控えさせようとする訴訟を制限している。

第2に、加入義務規定が連邦議会の権限の範囲内に該当するかどうか。

第3に、もし違憲である場合、法令全体が違憲となるか、違憲部分の分離は可能かどうか。

第4に、メディケイドの対象者の拡大は州に対して「強制」に働くかどうか。

2012年の連邦最高裁判決⁹²の要点は2つに絞られる。

第1に、個人の加入義務規定 (IRC § 5000A) は連邦議会の州際通商条項 (第1編8条3項) や「必要かつ適切な (第1編8条18項)」権限の行使では支持されないが、課税権限 (第1編8条1項) の行使として支持される。

第2に、メディケイドの拡大は、各州に対して既存のメディケイドを廃止するか、拡大に賛同するかどうかを強制するので、支出条項の権限として支持できない。もし拡大に州

が参加しない場合は、既存のメディケイドが撤回され、州の財政に過度の影響を及ぼすため「強制」に該当する⁹³。

3. 法廷意見の構成

法廷意見は次の I から IV で構成される。Part I は、事実と手続きの経緯で法廷意見を校正している。

Part II は、一時差止禁止法は本件訴訟を禁止しないという点で第十一連邦控訴巡回裁判所の判決を維持すると判断し、法廷意見 (ロバーツにギンズバーグ、ブレイヤー、ソトマイヨール、ケーガンが同調) を構成している。

Part III のうち A-1 は、州際通商条項について、A-2 については必要かつ適切な条項で個人の保険加入義務規定 (individual mandate) を支持できないとロバーツ裁判官が執筆した。

Part III-B は、課税条項につき個人の保険加入義務は、もし保険未加入の個人に対する「租税」と解釈することが合理的なら、そのように解釈すべきだ、とロバーツ裁判官が執筆した。Part III-C は、課税条項につき保険加入義務の合憲限定解釈の可能性について第十一連邦控訴巡回裁判所の判断を破棄するとして法廷意見 (ロバーツにギンズバーグ、ブレイヤー、ソトマイヨール、ケーガンが同調) を構成した。Part III-D は Part III-A の必要性についてロバーツが執筆した。

Part IV は、支出条項に照らしメディケイドの拡大は違憲であるという。ロバーツ裁判官にブレイヤーとケーガン裁判官が同調した。ギンズバーグ裁判官は支出条項で支持することは可能ではあるが、メディケイド拡大規定の分離が可能であり、妥当だという点 (支

90 648 F.3d 1235. Marcus 裁判官は一部同意、一部反対。

91 *National Federation of Independent Business v. Sebelius*, 132 S.Ct. 603 (2011).

92 *National Federation of Independent Business v. Sebelius*, 132 S. Ct. 2566 (2012).

93 おそらくこの第二の点が、将来にわたり、下級裁に影響をおよぼすだろう。

Lawrence Solum, *The Legal Effects of NFIB v. Sebelius and The Constitutional Gestalt*, Washington University Law Review, Forthcoming Georgetown Public Law Research Paper No. 12-152.

出条項で支持できるのだからそもそも分離は不要）でのみ同調した。

以上、Part I, II, III-C が法廷意見を構成している。第十一連邦控訴巡回裁判所の判決を一部維持、一部破棄する。ロバーツ裁判官が判決を宣言した。ロバーツ裁判官の執筆した Part I, II, III-C にギンズバーグ、ブレイヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官が同調して法廷意見を構成したことになる⁹⁴。

ロバーツ裁判官執筆の Part III-A, III-B, III-D にブレイヤーとケーガン各裁判官が同調した。

ギンズバーグ裁判官執筆の一部同意 (Part I, II, III-C に同調)、一部反対意見にソトマイヨール裁判官がすべて同調し、Part I, II, III, IV についてブレイヤー、ケーガン各裁判官が一部、同調した。

スカリア、ケネディ、トーマス、アリトール各裁判官が共同反対意見⁹⁵を執筆した。

トーマス裁判官は別個、反対意見を執筆している。

4. Part II 一時差止禁止法は本件訴訟を禁止しない。法廷意見を構成

ロバーツに、ギンズバーグ、ブレイヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官が同調し、5対4で第十一連邦控訴巡回裁判所の判断を支持した。個人の加入義務の合憲性を争う訴訟は、一時差止禁止法の対象とならない。一時差止禁止法は、租税徴収を妨害する訴訟を対象として、これを禁止している⁹⁶。一時差止禁止法はまず納税してから、償還を求める場合を規定している。PPACA は「制

裁」と規定し、「租税」と規定していない。PPACA は、一時差止禁止法の目的とする租税の支払いを意図していない。制裁か租税か、という呼称は、一時差止禁止法の適用を左右する。

5. Part III-A-1州際通商条項で保険加入義務を支持できない。ロバーツ裁判官

ロバーツ首席裁判官によれば加入義務規定は、州際通商条項の対象外である。個人の保険加入義務規定を、州際通商条項で支持することはできない。州際通商を規制する連邦議会の権限は広範であるが、加入を望まない個人に加入を強制する権限は含まれない⁹⁷。

何らかの商業活動 (activity 作為) が従前から存在している場合には、州際通商条項の対象となる⁹⁸。しかし、本件の保険加入義務規定は既存の商業活動を規制していない。本規定は、もし加入しない場合は州際通商に将来に影響を及ぼすことになるから、保険に加入して通商に従事せよ、と個人に強制している⁹⁹。この主張を認めてしまえば、ありとあらゆる商品を個人の意思にかかわらず購入せよという争点が州際通商条項の権限範囲内として認められてしまうことになる。保険に加入しなかった個人を州際通商条項で規制することは、個人と連邦政府の関係を起草者の意図に反して変更してしまうことになる。州際通商条項は活動 (作為) を規制するだけであり、不作為を作為せよと強制することはできない。

政府は、保険と他の製品は異なると主張しているがこれには賛同できない。もし政府の

94 前掲会沢が図表で非常に参考になった。

95 4名の裁判官が反対意見でPPACAを違憲と判断しているので、Part IVについてロバーツの意見が下級裁を拘束することになる。

96 26 U.S.C. § 7421 (a).

97 132 U.S. 2566, 2586. 規制が生じる場合は activity が存在する場合であり、activity は存在しない。(ロバーツ) “to compel individuals not engaged in commerce to purchase an unwanted product.”

98 U.S. v. Lopez, 514 U.S. 549, 560 (1995).

99 132 U.S. 2566, 2587. “It instead compels individuals to become active in commerce by purchasing a product.”

主張に従えば、ありとあらゆる製品の購入が強制できるということになりかねない¹⁰⁰。

州際通商条項の権限を限定すべきという他の裁判官の意見に同調する。州際通商条項は連邦議会に州際通商を規制する権限を与えており、本項を根拠に保険加入を命令できない。本件の場合、特定の収入を得ているが、健康保険に加入しないと判断する個人に対して連邦政府がさらに課税したと解釈することが合理的である。

1942年ウィッカード対フィルバーン判決¹⁰¹と本件は区別される。ウィッカード対フィルバーン判決によれば、一人の農家の利用は州際通商に影響を与えないかもしれないが、個々の活動が蓄積することによって実質的に州際通商に影響を及ぼすことになる。この点についての連邦議会の判断に着目する。ウィッカード対フィルバーン判決と異なり、本件では加入しないという選択によって市場が被る影響を根拠にして、連邦議会に通商を規制できる権限は認められない。

マリファナの栽培や所持の禁止を支持した2005年ゴンザレス判決¹⁰²と本件は区別される。ゴンザレス判決は経済的作為の規制が問題となったが、本件の加入義務は経済的不作為を対象としている。連邦最高裁は、何らか

の活動 (class of activities) とくくって、これを規制の対象としてきた。

6. Part III-A-2必要かつ適切な条項で保険加入義務を支持することはできない。

ロバーツ裁判官

加入義務は必要かつ適切な条項 (第1編8条18項) では支持できない。連邦議会は、憲法に列挙される項目について必要かつ適切な権限を行使することが許される。その範囲は明示された権限に基づき、その行使内でのみ認められる¹⁰³。個人の保険加入義務規定を必要かつ適切な権限を根拠にして認めてしまえば、途方もなく大きな権限を連邦議会に与えてしまうことになる。たとえかりにPPACAの他の改革に個人の保険加入が「必要」だとしても、その改革を実効化するのに「適切」とはいえない。

7. Part III-B 保険加入義務は課税条項で支持する解釈が可能である。ロバーツ裁判官

PPACAは、個人に保険に加入するよう求めている。しかし、州際通商条項を根拠にして、連邦政府には保険に加入するよう人々に命令する権限を認めることはできない。

100 不作為 (保険に加入しない) に対して課税権限を認めることは、課税権限の拡大を意味しているのではないか、という点について次のように回答している。

第1に、不作為をもって課税をまねがれようとすることはできない。

第2に、懲罰的な規制措置があれば制裁であり、租税でないとして示しているため、課税権限は制約されている。

第3に、課税権限は州際通商条項権限より広範であるが、個人の行動に同程度の統制権限を付与していない。なぜなら財務省に金銭が収納されるよう個人に求めるに過ぎない。

ただし、この回答は課税と規制的な制裁の明確な境界を引いていない。

132 S.Ct. 2566, 2599-2600.

101 *Wickard v. Filburn*, 317 U.S. 111 (1942). 1938年農業調整法は、それぞれの農場における小麦の生産を割り当てる。割当以上に小麦を生産した場合には罰金が科せられる。この割り当ては複数の州に流通する小麦のみならず、農家自身の利用する小麦まで適用の対象となる。農業従事者側は、農家の自己利用は州際通商の範囲外だ、と主張した。連邦最高裁は割当違反の罰金を支持した。最高裁によれば、一人の農家の利用は州際通商に影響を与えないかもしれないが、個々の利用が蓄積することによって実質的に州際通商に影響をおよぼすことになる。連邦議会が州際通商に影響に個々の利用が蓄積することによっておよぼす影響に注目すれば、本法は支持できる。

102 *Gonzales v. Raich*, 545 U.S. 1, 17 (2005).

103 *U.S. v. Comstock*, 560 U.S.126 (2010).

§ 5000A は「命令」と読めば違憲である。連邦政府は健康保険に加入しない人に課税する権限を有している。「租税」と理解すれば § 5000A は合憲である。もし合理的な解釈が可能であれば、それを採用すべきである¹⁰⁴。

8. Part III-C 保険加入義務は課税権限の範囲内であり合憲である。法廷意見を構成

PPACA は共同責任支払（責任分担金）を「租税」でなく「制裁」と規定しているが、「租税」と理解できる。この呼称の区別は一時差止禁止法の適用を左右するかもしれないが、連邦議会の強制取立てが課税権限の範囲内かどうか、を左右することはない。

保険加入義務規定が「租税」か「制裁」のどちらか、が問題となる。個人の加入義務規定は連邦議会の「賦課、徴収 (lay and collect)」（連邦憲法第 1 編 8 条 1 項）に該当する。PPACA は健康保険に加入しないことによる財政的負担を負う個人の存在を認めている。これは「租税」として分類され、連邦憲法は連邦議会にその権限をゆだねており、連邦最高裁がその妥当性を審理する資格はない。

たしかに IRC (Internal Revenue Code) の § 5000A の文言は個人の加入義務を「租税」ではなく「制裁 (penalty)」と規定している。しかし、その適用と実質をみれば「租税」である¹⁰⁵。共同支払責任は多くの点で「租税」と類似している。本規定は税法内に規定され、歳入庁の管轄内にある。他の税と同様に IRS は収入を査定して、租税を徴収する。徴

収された租税は財務省に運ばれる。配偶者の数、申請資格、所得税の金額に応じ、連邦税に該当しない場合は申告する必要がない。

PPACA は規制制「制裁」であり、課税権限の対象外であるという主張を受け入れることはできない。たしかに連邦最高裁は 1922 年ベイリー判決¹⁰⁶で特定の租税が規制的な制裁として機能することを根拠として違憲であると判断した。ベイリー判決は、第 1 に、子どもの労働を利用する場合の特定の行動形態を詳細に規定し、第 2 に、違反行為の程度に応じて制裁が規定されているかどうか、第 3 に、もし課税される場合、規定上の年齢以下の子どもの働いていると雇用者が認識していたかどうかといった要件があり、第 4 に、該当事業は労働省の管轄下にあつて調査を実施するが、労働省は租税の賦課徴収の立場になかった。

この第 2、第 3、第 4 の要件に照らせば、本件の保険加入義務にベイリー判決はあてはまらない。

なぜなら第 1 に、加入義務規定は禁止的制裁に該当しない。

第 2 に、認識 (故意) の要件が存在しない。

第 3 に、IRS の徴収する他の租税と同様に徴収される¹⁰⁷。

「制裁」とは違法行為や不作為の怠慢に対する懲罰として理解される。§ 5000A は保険加入を奨励しているが、IRC の § 5000A を遵守しない行為 (保険に加入しない) は刑事的な訴追という罰金として評価されず、IRS への「租税」として評価されている。これ以外の他の否定的な法的効果を伴っていない¹⁰⁸。

104 *Hooper v. California*, 155 U.S. 648, 657 (1895). *Crowell v. Benson*, 285 U.S. 22 (1932). 制定法の文言のフェアな解釈が可能かどうか。

105 *U.S. v. Constantine*, 296 U.S. 287, 294 (1921).

106 *Child Labor Tax Case (Bailey v. Drexel Furniture Co.)*, 259 U.S. 20 (1922).

107 たしかに本規定は、加入を促すという性質を有しているが、重要ではない。人々の行動に影響をおよぼすよう設定された租税は一般的であり、タバコ、マリファナや銃の販売がその例に挙げられる。

108 この 2 点が重大であるが、制裁か租税かどうかの明確な境界を当法廷は引くつもりはない。*New York v. U.S.*, 505 U.S. 144, 169-174 (1992).

連邦議会は課税徴収する一般的権限が与えられているが、税の種類に応じて付加的な要件が連邦憲法に規定されている。直接税であれば、人口数に応じて配分される。間接税であれば、国内統一の基準に服する。第十六修正条項は、直接税、間接税を問わず収入に応じた税の配分規定を除外している。

もし直接税に該当すれば、人口数に応じた配分をしていないため違憲無効となる。本件の加入義務は直接税ではないので、州の人口に応じて配分される直接税に関する連邦憲法の規定は適用されない。かりに間接税に該当したとしても、全国統一の基準に服しているので連邦憲法上の争点は浮上しない。義務違反に対する「共同責任支払（責任分担金）」(shared responsibility payment) は直接税に該当しないことになる。

9. Part IV メディケイド拡大規定は違憲である。ロバーツにプレイヤー、ケーガンが同調

連邦憲法は支出条項において、連邦政府と州とが支出綱領を協力して構築することを求めている。連邦政府は州を補助することができるし、補助に付随する条件を遵守するように求めることができる。しかし、州は、連邦政府の補助を受け入れるかどうか、選択できなければならない¹⁰⁹。連邦政府の政策目的のために州を指揮監督することはできず、不当な圧力を行使することはできない¹¹⁰。

政府は、既存の綱領の修正に過ぎず、修正権限は規定¹¹¹されていると主張するが、この主張は受け入れられない。当初のメディケイドは、脆弱な立場として括られる範疇に属する個人を適用範囲として設計した。しかし、PPACA のメディケイド拡大規定は、連邦の

貧困水準の最大133%を上限に、65歳以上の対象成人に州が保険を提供することを求めている。このような拡大を修正あるいは変更として州が予期するのは不可能であり、到底、受け入れることはできない。

連邦政府が州に対するメディケイドの助成を打ち切るという条件でメディケイドの拡大に参加させる規定¹¹²は憲法に違反する。メディケイドの拡大に州が参加しない場合に助成を打ち切る規定 § 1396を適用せず、参加するかどうかについて州が自発的に選択できる場合は合憲である。本規定の適用を除外することでこの点が治癒されるので、PPACAの残りの規定に影響を及ぼさない。

本規定は他の規定と分離可能である。この点で PPACA は一部合憲、一部違憲である。

10. ギンズバーグ一部同意、一部反対意見：州際通商条項で加入義務規定を支持できる。

ギンズバーグ裁判官は結論に一部同意、一部反対した。ギンズバーグ裁判官にソトマイヨールが同調し、プレイヤー、ケーガン各裁判官が一部同調した。加入強制規定は州際通商条項に照らせば合憲である。また必要かつ適切規定で認められる権限の範囲内である。

連邦議会には、保険未加入の人々が州際通商条項に実質的な影響を及ぼすと考える合理的な根拠が存在する。保険に加入しない人々は、健康に関する製品やサービスに毎年数百万ドルを消費している。これらの製品やサービスは、州際を越えた取引として、全国的あるいは地域の企業によって大部分が生産され、提供されている。

メディケイドの拡大規定が違憲であるという点にロバーツ裁判官に反対する。メディケ

109 *Pennhurst State School and Hospital v. Halderman*, 451 U.S. 1, 17 (1981).

110 *New York v. U.S.*, 505 U.S. 144, 178 (1992). *South Dakota v. Dole*, 483 U.S. 203, 211 (1987).

111 42 U.S.C. § 1304 メディケイドの規定を変更、修正、廃止する権限。

112 42 U.S.C. § 1396c.

イドの拡大の拒否に伴う補助の撤回に関する規定は支出条項によって支持される。

連邦政府は連邦の財政に依存しているの
で、連邦政府の支出綱領を変更する連邦議会の
権限が連邦憲法上、制限されるのだ、と他の
の裁判官たちは考えている。これは誤った考
え方である。一般福祉について連邦の財政を
支出する義務を負っているのは連邦政府では
なく連邦議会である。毎年開催される連邦議
会は、適切な資金を割りあてる権限を付与さ
れている。メディケイドの資金について、第
110回連邦議会が従来の連邦議会の見解と異
なる判断を下した場合、既存のあるいは従前
の財政に対して連邦政府はなんら権限を有し
ない。過去の連邦議会の判断に現在の連邦議
会は拘束されない。将来の議会から受領する
だろうと連邦政府が期待するに過ぎない資金
が存在するに過ぎない。

連邦政府が既存の助成を撤回して、州にメ
ディケイドの拡大を渋々、強制させるのは、
正当な選択とはいえないという点について、
支出条項に関する訴訟を将来、連邦最高裁が
審理するかもしれない。本判決後に連邦政府
の財政を条件に連邦政府の提示する条件を遵
守するかどうか正当な選択肢を迫っているか
どうか、将来の裁判所は判断しようがない。
連邦政府の提示する条件を州が受け入れない
場合、どれだけの資金を提供するかどうかを
裁判所が判断することはできない。

11. 共同反対意見 スカリア、ケネディ、 トーマス、アリトー各裁判官

スカリア、ケネディ、トーマス、アリトー
各裁判官が共同で反対意見を執筆した。共同
反対意見は、ロバーツ裁判官には同調してい
ない。彼らによれば加入義務規定は違憲である。

Part III A-1および A-2に反対する。州際通
商条項や必要かつ適切権限で加入強制を支持

できない。州際通商条項で認められた権限を
逸脱している。加入義務違反について法廷意
見は「制裁」ではなく「租税」として解釈す
るが、これは法の書き換えに値する。たしか
に連邦最高裁は連邦議会の制定法を救済す
るように解釈することができるが、法の目的を
逸脱するような読み方は許されない。

Part III-C について、共同反対意見は Part I
の一時差止禁止法が本件に適用されない点に
は同調したが理由づけを異にする。彼らによ
れば、強制は「租税」に該当せず、また租税
なのか制裁なのかかどうか、は争点にならな
い。

PPACA は健康保険の加入を強制し、同意
しない州のメディケイドの補助を拒否し、全
体として機能しえないので、違憲無効であ
る。

12. トーマス裁判官反対意見

トーマス裁判官によれば、連邦最高裁は州
際通商条項を起草者の理解に反して拡大して
きた。連邦最高裁の先例は破棄されるべきで
ある。

ロバーツ裁判官の解釈では、州際通商条項
について連邦議会に州際通商の人的・物的流
通および経路を規制する権限を認めて、州の
商業について規制の不作为を認めていない。
2000年モリソン判決¹¹³、ゴンザレス判決や
ウィッカード対フィルバーン判決で確立した
実質的影響テストについて法廷意見には同意
できない。

13. 第四章の考察

連邦議会は、規制の実効化を図るために州
に対する経済的助成に特定の条件を設定する
場合がある。「強制」に至る「制裁」それと
も不特定多数に対する一般的抽象的な負担か
について、少なくとも州際通商条項と社会保

113 *U.S. v. Morrison*, 529 U.S. 598 (2000).

障給付との関係については十分に予想可能で明確な判断はいまだ形成されていない。

Part IV (支出条項についての判断。ロバーツ、プレイヤー、ケーガン各裁判官)は、メディケイド拡大規定について州は、既存のメディケイド補助を失うことなく、メディケイドから外れるかどうかの自発的な選択肢を与えられる場合は合憲であろう、と判断した。

ギンズバーグ裁判官によれば、メディケア拡大に参加しない州が、連邦のメディケイドの支出を失ってしまうが全体として支持される、という。州際通商条項での合憲性を支持するギンズバーグ裁判官によれば、保険市場とヘルスケア市場を分離することはできない。フリーライダーの存在が両方の市場に存在し、両者がどちらの市場も機能不全にする、と分析する。

本法の負担が「強制」に至らない以上、州には選択権が与えられている。かりに参加しなくても従来の制度で補助金を受給できる。州際通商条項で先例としての価値が問われるフィルバーン判決、ゴンザレス判決、ロベズ判決、モリソン判決をそのまま踏襲しているともいえない。加入義務についての課税権を根拠に合憲としているが、州際通商では合憲とできないのか、という点については今後の動きを慎重に見守る必要がある。

4名(ギンズバーグ、プレイヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官)は、州際通商

条項で加入義務を支持できると考えている。州の独自の利益追求が全体としての発展を阻害するという。他方で、4名(スカリア、ケネディ、トーマス、アリトー各裁判官)は、メディケイドの拡大規定を全体として違憲無効と考え、ロバーツ裁判官には同調していない。

州際通商条項の限界をどこに設定するのか、が問われている。州際通商条項の争点では、連邦議会の判断をどれだけ連邦最高裁が尊重するのか、が争点となる¹¹⁴。作為と不作為の区分は先例がなく、きわめて技巧的で操作可能性が高い。この区分の設定を連邦議会に任せるとどうかで、各裁判官の意見が分岐した¹¹⁵。

少なくとも本判決は課税権限を拡大させたが、その限界は将来、連邦最高裁が口を開くまでは不明瞭のままである。不作為であっても課税される場合は決して珍しくはない。連邦議会から見れば、不作為を理由に課税を免れられないことを確認したという点で十分に明瞭といえるかもしれない。どこまで負担が重くなれば、課税権限で認められる租税を越えた制裁となり、課税権限の境界を越えてしまうのかについて解答していない¹¹⁶。

共同反対意見はハンマー判決¹¹⁷に依拠して、ロバーツたちは規制制裁を創造したと批判する。制裁か課税かについては議会が判断すべき事柄だという。共同反対意見はロバーツ裁判官を一切、引用していない¹¹⁸。

114 ギンズバーグ裁判官は、*Hodel v. Indiana*, 452 U.S. 314 (1981). を引用する。

115 Theodore Ruge, *Plural Constitutionalism and the Pathologies of American Health Care*, 120 Yale L.J. Online 347, 363-364 (2011). 少なくともメディケアについて、個人の自律を強調する古い憲法構造が老朽化した。この点ではギンズバーグ裁判官と親和する。

116 ERIKA K. LUNDER & JENNIFER STAMAN, CONG. RESEARCH SERV., R42698, *NFIB V. SEBELIUS: CONSTITUTIONALITY OF THE INDIVIDUAL MANDATE* (2012), available at <http://fas.org/sgp/crs/misc/R42698.pdf>.

117 *Hammer v. Dagenhart*, 247 U.S. 251 (1918). 児童の労働について全国統一の年齢基準を設けることは違憲無効である。輸送される物品にのみ州際通商条項が及ぶ。

118 Comments, *National Federation of Independent Business v. Sebelius: The Patient Protection and Affordable Care Act*, 126 Harv. L. Rev. 72, 81 (2013). ロバーツ裁判官は、連邦最高裁の正統性と法の体現者としての立場を維持しようとしたのかもしれない。分裂する各裁判官の解釈をまとめようとした首席裁判官としての役割をロバーツは意識したともいえる。連邦議会の権限を限定しようとする連邦最高裁の使命を意識すると同時に、選択と動機を力説して、強制的措置に抵抗する立場ともいえるのかもしれない。

2015年には連邦最高裁で口頭審理が始まっている。保険加入者に対して医療保険の加入を促すように税額控除が認められるべきだと政府は主張している。もしこれが違憲だと判断された場合、オバマ政権の医療制度改革が空洞化する可能性がある¹¹⁹。

オバマ大統領の声明は、2012年6月28日¹²⁰に声明を出して、連邦最高裁の判断を支持した。オバマ大統領は、ねじれ議会の対応から、共和党の支配する連邦議会との対立に応答する必要に迫られている。大統領令の乱発で憲法上の争点がさらに浮上する。別の機会で検討したい。

おわりに

いくつかの素材を参考にして、ロバーツコートが州際通商条項に関する法理の全面的な見直しを図るべきと考えているか、それとも修正で乗り切ろうとしているか、という視点から考察した。ロバーツコートでは、レーンキストコート時代では重要視されていなかった、あるいは争点にならなかった問題が登場した。連邦最高裁は、それぞれの控訴巡回裁判所の判断が矛盾、衝突したときに、統一的な解釈を提供する。

第1に、ネット上のわいせつ規制について検討した。

ネット上のわいせつ規制について連邦法が存在しなかった時代、各州は、州法を通じて、それぞれ独自の規制方式を試みた。たとえ州の試みが裁判所によって州際通商を根拠に否

定されたとしても、他州の類似のあるいは連邦法の成立の動因となりうる。刑事制裁を伴う連邦法が制定されてもなお下級裁判所の補充的な解釈が必要とされる場合がある。第一修正条項という連邦憲法上の権利が問題となる場合は、連邦裁判所が裁判管轄を有する。

州際通商違反を主張する場合、原告適格の争点が浮上する。州際通商に不当な負担を課していると主張する当事者は、州の規制が特定の当事者に対して特定の損害を与えていると主張する。

ネット上のわいせつ規制については、最高裁の判断を受けて、連邦議会は連邦最高裁の判断を尊重して連邦法の文言を修正した。インターネット上の表現は州の規制を越える。州の規制では限界がある。とくにわいせつの流通の背景には経済的動機が存在している。わいせつ規制は刑事的制裁のかたちをとる。

第2に、アマゾン税について検討した。ネット上の売買契約は州際を越える。各州は、ネット上の売買にセールスタックスを通じて課税して税収を確保して安定化させたい。セールスタックスは、それぞれの州の制度で対象物品や税額が異なる。販売時に商品価格に上乘せられて、売主が州に納税する。商品価格に上乘せられない場合、買主が州に納税する義務を負う。州は、買主の納税者情報を補足する必要に迫られる。アマゾン社に対する州の顧客情報の開示請求の判断については争いがあった。連邦控訴巡回裁判所は、連邦法の解釈に当たって、互いに同調することもあれば、対立する場合もある。それぞれ

119 *King v. Burwell*, 759 F.3d 358 (2014), 135 S. Ct. 475 (2014).

たとえば、*Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc.*, 134 S. Ct. 2751 (2014)。本件では、家族同士で株を持ち合っているという少数の株主で支配されている企業が問題となった。同企業は宗教上の信仰心から避妊について反対していた。企業は、女性被用者の避妊に企業健康保険を適用することを争った。1993年宗教の自由回復法は、保健福祉省に規則制定権を認めている。連邦最高裁は、保険適用を定める本規則を同企業に対して適用することは宗教の自由回復法に違反する、と判断した。かりに政府の利益がやむにやまれぬ利益であったとしても、目的を達成するための制限的でない手段が存在する。すべての助成が低負担で特定の避妊を利用できるための他の手段が存在するはずだ、という。

120 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/06/28/remarks-president-supreme-court-ruling-affordable-care-act>> (last visited on 10, March 2015).

の控訴巡回裁判所の判断はそれぞれが相互に影響しあう場合がある。それぞれの控訴巡回裁判所は、同じ論点について他の裁判所の判断を参考にするためである。

州際通商の判断にあたり、原告適格以外に、課税権やデュープロセス条項が問題になる場合もある。

州議会は、アマゾン社を標的とする州法で制定して、アマゾン社に納税させようとする。アマゾン社に対する課税は通称「アマゾン税」と呼ばれる。ニューヨーク州ではアマゾン税の試みは支持された。

ノースダコタ判決によれば、デュープロセス条項と州際通商条項は厳密には切り分けられず、重なり合う。両方の要件を満たさなければならない。州際通商条項は、州の課税にあたり、物理的拠点の存在を必要とする。アマゾン社は大規模な物流拠点の存在する州でセールスタックスが適用されると主張する。複数の州にまたがる企業は、それぞれの州の課税徴収の手間を免れたいという動因が働く。あるいは全国统一基準の連邦法の制定を要請する場合がある。

アマゾン社はアフィリエイトを用いて、アマゾン税を負担する手間を逃れようと試みた。州税の安定的な確保に努めたいという州議会の願いと裏腹に、複数の州で展開する企業は、州の独自の取り組みに伴う負担に嫌気がさして、州内の企業や州民との関係を断ち切る恐れもある。

イリノイ州最高裁は、アフィリエイト規制州法を連邦法優先の法理で否定した。連邦法優先の法理は最高法規性由来し、連邦法に矛盾する州法は否定される。

コロラド州の試みは、連邦最高裁が2015年3月に判断し、裁判管轄についての判断について差戻した。州税のように州議会の独自の

取り組みに対して連邦裁判所が判断する場合、連邦主義の点から州独自の取り組みに深入りしないという姿勢が認められる。州議会の判断を連邦裁判所は尊重する場合、裁判管轄の不存在という判断という手法で見られる場合もある。

州の課税徴収権は、州の固有の権利であるが、他州との関係で連邦法や州際通商条項との抵触が問題となる。

第3に、気候変動に対するカリフォルニア州の独自の規制について検討した。

全国レベルの気候変動に取り組む連邦法が存在しない場合、州の独自の試みが補的に働き、連邦法のお手本になる場合がある。カリフォルニア州のように、連邦法である大気浄化法が正面から州の独自の規制を認めている場合もある。他州は連邦基準あるいはカリフォルニア州基準かを選択できる。各州は、「強制」にわたらない程度で、州の規制を実効化するように奨励、動機付ける方策を模索する。各州独自の電力や燃料規制が休眠州際通商条項に違反するという申立を審理した訴訟を検討した。連邦議会の意思決定が停滞している場合に、州の独自の取り組みが連邦議会に刺激を与える場合もある。連邦最高裁は、それぞれの州に対して温暖化に伴う損害を争う原告適格を認めていた。

第4に、オバマケアについて検討した。

オバマケアのように連邦議会は、規制の実効化を図るために州に対する経済的助成に特定の条件を設定する場合がある。「制裁」それとも不特定多数に対する一般的抽象的な負担かについて、争いがあった。少なくとも州際通商条項と社会保障給付との関係については今年の最高裁の動きを慎重に見守る必要がある。

(人文社会系准教授)